

重要事項説明書（居宅介護支援用）

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

この「重要事項説明書」は、サービス提供に関連する法令、事業所所在地自治体の定める条例等の規定に基づき、指定居宅介護支援提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 事業者

事業者名称	医療法人 川口内科
代表者氏名	理事長 川口 光彦
所在地	岡山県岡山市北区大供二丁目 2－1 6
電話番号	0 8 6－2 2 2－0 8 2 0
FAX 番号	0 8 6－2 2 2－0 8 2 4

2 ご利用事業所

事業所の名称	川口内科居宅介護支援事業所
介護保険事業所番号	3370115705
所在地	岡山県岡山市北区大供二丁目 2－1 6
管理者	岡田 由美子
電話番号	0 8 6－2 0 1－3 1 6 6
携帯電話番号	0 9 0－8 9 9 2－8 7 5 3
FAX 番号	0 8 6－2 2 2－0 8 5 0

3 事業所の目的

当事業所は、高齢者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うことを目的とする。

4 事業所の運営方針

当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効果的に提供されるようにサービスが特定の種類及び特定の事業所に偏ることのないよう公正・中立に行うことを運営方針とする。

5 職員配置状況

管理者	1名（当事業所 介護支援専門員と兼務）
介護支援専門員	2名（内1名 当事業所管理者と兼務）

6 居宅介護支援の内容について

① 居宅サービス計画書の作成

利用者は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

② 居宅サービス事業者との連絡調整

③ サービス実施状況把握、評価

④ 利用者状況の把握

⑤ 入院時の医療機関との連絡調整

医療機関へ入院される際には介護支援専門員の氏名、連絡先を医療機関にお伝えください。

⑥ 介護保険施設の紹介

利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。

⑦ 給付管理

⑧ 要介護認定申請に対する協力、援助

7 営業日等

営業日・営業時間	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分
休日	土曜日・日曜日・祝日 8月14日から16日 12月30日から翌年1月3日

※ 利用者のご希望により、上記以外に営業することがあります。

8 ご利用料金

居宅サービス計画の作成	自己負担なし
通常の営業区域内（岡山市北区、中区、南区）については交通費	無料
区域を越えた地点から片道10キロメートル未満	100円
区域を越えた地点から片道10キロメートル以上	10円／km.

9 苦情申し立て等

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は下記の窓口で受け付けます。

解決責任者・受付担当者	岡田 由美子
ご利用時間	平日 午前8時30分から午後5時30分
ご利用方法	・文書（郵便等） ・（086）201-3166 090-8992-8753

	・面接は随時
--	--------

(2) 行政機関その他苦情受付機関

岡山県国民健康保険団体連合会	0 8 6 - 2 2 3 - 8 8 1 1
岡山市役所 介護保険課	0 8 6 - 8 0 3 - 1 2 4 0
岡山市役所 事業者指導課	0 8 6 - 2 1 2 - 1 0 1 2

1 0 虐待防止のための措置に関する事項

- (1) 事業者は、契約者の人権擁護及び虐待等の防止の為に必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、養護者による虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 1 成年後見制度の活用支援

- (1) 事業者は、利用者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。
- (2) 成年後見制度に関する相談機関

財団法人 リーガルエイド岡山	0 8 6 - 2 2 3 - 7 8 9 9
岡山県社会福祉協議会	0 8 6 - 2 2 6 - 0 4 7 0

- (3) 地域福祉権利擁護事業に関する相談機関

岡山市社会福祉協議会	0 8 6 - 2 2 5 - 4 0 5 1
------------	-------------------------

1 2 秘密保持等

事業所及び従業者は、契約者及び家族に関する事項は、正当な理由なく第三者に漏らしません。従業者は、退職後も守秘義務を守ります。(別紙1をご参照ください)

1 3 事故発生の防止及び発生時の対応

- (1) 管理者は、契約者に対する指定サービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに市町村及び契約者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、契約者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 管理者は、事故発生等の経過について、事故報告書を理事長に提出します。

1 4 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、本サービスに関連する各種法令、条例等の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者名	医療法人 川口内科
事業所名	川口内科居宅介護支援事業所
説明者氏名	

上記内容の説明を事業所から確かに受けました。

利用者

住所 〒

氏名

代理人

住所 〒

氏名